

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

報告書タイトル：「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書

実施主体：公益社団法人子ども情報研究センター

第Ⅰ部 自治体が設置する子どもの権利擁護機関調査の結果と分析

- ・ 条例により実施機関からの独立性が一定程度担保されているものが多い。
- ・ 条例により、調査（自己発意含む）権限、勧告権限、制度改善の意見表明権限、公表権限の全部または一部が付与されている。
- ・ 合議制であるが、調査等においては委員の独任的対応により迅速に処理されている。
- ・ 委員に加えて平均3.2人の調査相談職員が配置されている。
- ・ 65.3%（17自治体）が子どもからの相談を受けている。
- ・ 全機関が子どもからのアクセス方法を用意しており、児童館や学校等で相談会を実施する自治体もある。
- ・ 都道府県児童福祉審議会、児童相談所等との連携は行われていない。

第Ⅱ部 都道府県児童福祉審議会調査の結果と考察

- ・ 関係団体による推薦・紹介により委員が選任されており、独立性が担保されていない。
- ・ 合議制で委員の招集に時間を要し、迅速な対応が困難である。
- ・ 調査相談職員が配置されておらず、事務局職員は他の行政業務兼任で余裕がない。
- ・ 子どもからの相談を受けているのは、4.7%（3自治体）である。
- ・ 子どもへの制度の広報（相談窓口を伝えることを含む）を行っていない自治体あり。

第Ⅲ部 「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」に関する提案

- ・ 都道府県児童福祉審議会の下に、子どもの権利擁護を担う「子ども権利擁護機関」（「子ども権利擁護委員」乃至「子ども権利擁護委員会」）を設置する。
- ・ 子ども権利擁護機関はパリ原則に基づく個別救済、制度改善、モニタリング、広報・啓発・教育の4機能及びそれらを通しての子どもアドボカシー機能を有する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、上記機能を実施するために、調査権（自己発意を含む）、勧告・意見表明権、公表権を有する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、子ども自身・関係する個人及び団体から相談・申し立てを受けて、関係機関等（の措置）への調査、勧告等を実施する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、個別救済等を通して把握した制度の問題等に関して、制度改善のための調査、意見表明等を実施する。
- ・ 子ども権利擁護機関は、子どもの独自性を考慮した「子どもの権利擁護の専門性」をもつ必要がある。
- ・ 子ども権利擁護機関は、子どもがアクセスしやすい仕組みをもつ必要がある。
- ・ 社会的養護の子どもは意見表明しにくい状況にあり、丁寧なモニタリング、広報・啓発・権利及びそれらを通してのアドボカシーの機能を実施する必要がある。
- ・ 子ども権利擁護機関が担うモニタリング、広報・啓発・教育の機能については、民間団体等に委託して実施することができる。これを子どもアドボカシーセンター事業とし、当該事業のみを行う児童家庭支援センターとして指定する。
- ・ 子どもアドボカシーセンターは、施設等への訪問アドボカシーによるモニタリング、児童相談所・施設職員等への意見表明支援、子ども権利擁護機関への申立支援を含む個別アドボカシーを行う。